

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年6月24日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500033 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500016 号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成3年10月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成3年10月の標準報酬月額については、22万円から41万円とする。

平成3年10月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成3年10月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基 础 年 金 番 号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年5月1日から同年11月24日まで

厚生年金保険の記録では、A社における請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給された給与支給額と異なっている。給料支払明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

また、平成3年11月分給与から厚生年金保険料が控除されているので、平成3年11月も年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち平成3年10月1日から同年11月1日までの期間については、請求者が保管するA社の給料支払明細書及び「雇用保険被保険者離職票－2」により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額(22万円)を超える報酬月額(42万円)の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額(41万円)に見合う厚生年金保険料(2万9,725円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書等で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成3年10月に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否

かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間のうち平成3年5月1日から同年10月1日までの期間については、上記給料支払明細書等により、i) 請求者が、当該期間のうち平成3年5月において報酬月額(30万円)の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額(44万円)に見合う厚生年金保険料(3万1,900円)を事業主により給与から控除されていたこと、ii) 平成3年6月から同年9月までの期間において報酬月額(45万円)の支払を受け、オンライン記録の標準報酬月額(44万円)に見合う厚生年金保険料(3万1,900円)を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の平成3年5月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正等は認められない。

- 3 請求者は、平成3年11月分給与から厚生年金保険料が控除されているので、平成3年11月も年金額に反映してほしいと請求している。しかしながら、上記給料支払明細書から厚生年金保険料は当月控除されていることが確認できるものの、i) 雇用保険の記録等により、請求者は平成3年11月23日に離職していることが確認できること、ii) 厚生年金保険法第19条第1項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までこれに算入する。」と規定されていであることから、保険給付の対象として認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1500034号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1500017号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成24年10月21日から同年11月1日に訂正し、平成24年10月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成24年10月21日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和49年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年10月21日から同年11月1日まで

私は、平成24年10月31日にA社を退職した。雇用保険の離職票も、当初、平成24年10月20日が離職日とされていたが、公共職業安定所で事情を説明し相談したところ、離職日を私が実際に同社を退職した日である平成24年10月31日に訂正してくれた。厚生年金保険の被保険者記録も、実際の退職日に対応した資格喪失日に訂正し、年金給付に反映する記録としてほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、雇用保険の加入記録、請求者から提出された「雇用保険被保険者離職票－2」及び未払賃金の立替払に係る「確認通知書（控）」などから、請求者は請求期間もA社に継続して勤務し、報酬を受けていたことが確認できる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の所持する給与明細書により、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成24年4月から同年9月までにおいて、請求者は、標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が支給されていたことが認められる。

したがって、A社での請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、平成24年11月1日であると認められ、当該期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。